

令和2年度森林施業プランナー等育成対策 森林経営プランナー研修（一般研修）の概要

目的	森林資源の成熟化等に伴う主伐・再造林や有利販売等周辺の林業経営上の新たな課題に対応し得るこれからの経営者（森林経営プランナー）に必要な力を養い育成を図る。
内容	講義、演習（セルフチェックシート等）を織り交ぜた参加型研修プログラム。 ※第1回はWeb配信により研修実施の予定。
対象者	相応の実績（経験年数5年程度、あるいは5団地程度の集約化施業実績）の有る認定森林施業プランナー等（その他、今後の林業経営上の課題に取り組もうとする林業経営体の経営者、将来の経営幹部候補、中上級管理者を想定）
日程 受講場所	日程：令和2年11月25日（水） 受講場所：受講者は各自の所属組織の事務所等でWeb配信を受講
定員	50名程度 ※先着順となります。
募集締切	令和2年11月16日（月） ※定員に達した場合は締切日に関わらず募集を終了します。
提出資料	研修参加申込書
準備物	・Web配信を受信し映像を視聴できるPC及びインターネットに接続できるネットワーク ・筆記用具 ・演習に必要な教材はメール等で配信します
受講料	1万円／人（仮）
その他	本研修と別途実施する森林経営プランナー研修「専門研修」の受講は森林経営プランナー認定制度における認定条件の一つとなるため、本研修（「一般研修」）と「専門研修」の両研修を受講終了された者には「研修終了証」を当事業実施主体より交付します。

注) 詳しくは別紙資料を参照

令和2年度現場技能者キャリアアップ・林業労働安全対策のうち 森林施業プランナー等育成対策

令和2年度現場技能者キャリアアップ・林業労働安全対策

林業成長産業化総合対策において、効率的かつ効果的な木材生産を実現するため、林業の現場を管理する班長クラスの責任者やこれからの林業経営を担う人材の育成、林業労働安全の取組等を支援

森林施業プランナー等育成対策

○実践力のある森林施業プランナー及び森林資源の成熟化に伴う主伐・再造林や有利販売等林業経営上の新たな課題に対応し得るこれからの林業経営者(以下「森林経営プランナー」という)の育成を図る

森林施業プランナーの育成研修等の実施

- 専門的技能能力研修
- 集約化施業個別課題指導(専門家派遣)
- 地域における研修拠点づくり(実践体制評価)

森林経営プランナーの育成研修の実施

- 森林経営プランナー育成研修
- 専門的研修(実施研修)
- 一般的研修

森林経営プランナー

木材の有利販売、事業体間の事業連携など、これからの経営を担うものを養成するための研修の企画・実施



森林施業プランナー

施業集約化を担う人材の育成

森林経営プランナーとは

森林経営プランナー制度創設の背景

戦後造成された人工林の過半が本格的な利用期を迎える中、需要を意識して、木材の有利販売事業を展開し、一方で、森林の持続経営や公益的機能の重要性に基づく、森林整備事業（造林・保育等）を地域においてバランスよく推進することができる者が求められている。これらを企画・実践する者を「森林経営プランナー」と位置付け、森林経営プランナー制度を創設するに至った。

森林経営プランナーの定義

（以下の①～③の全ての項目を満たす者）

① 森林の持続的な経営プランをたてられる者

- ・ 地域を取り巻く経済動向や社会情勢、市況を広い視野で読み解く能力・経験を有する
- ・ 森林の経済的、環境的、社会的持続経営や公益的機能、森林整備の重要性を理解している

② 循環型林業を目指し実践する者

- ・ 森林の持続的な経営を実現するため、収益の最大化と収穫後の資源循環を実践する能力・経験を有する
- ・ 需要に即した林産等、多様な森林の利活用を実践する能力・経験を有する

③ これからの林業を担う経営者及び経営の参画に意欲を持つ者

- ・ 組織管理、経営分析、組織改善や人づくり等、経営者的視点・知識を有する
- ・ 事業連携に必要な交渉力、人脈・協力体制の構築を実践する能力を有する
- ・ これからの林業の担い手として専門的技術や知識の向上に努めている

森林経営プランナー認定制度(認定の流れ)

※認定は、森林施業プランナー協会(以下、協会という)が行う。

1. 認定希望者の募集(4月～5月末)

【認定要件】(以下の①～⑤の要件をすべて満たす者、もしくは、⑥に該当する者)

- ① 所属組織の上部団体、所属組織の長等の推薦を受けている。
- ② 森林施業プランナー等育成対策事業で実施する「森林経営プランナー育成研修」を修了している。もしくは、協会が指定する研修を修了している。
- ③ 協会が指定するレポートを提出している(A4版2枚) ※レポートは、次回研修のテキストとしても使用
- ④ 所属組織において管理職経験(もしくは、これに準ずる職務経験)がある。
- ⑤ 認定森林施業プランナーとしての業務経験が5年以上ある。もしくは、集約化施業団地の設計実績が5団地以上ある。
- ⑥ その他、協会が設置する試験委員会において、上記条件①～⑤と同等レベルと認められた者

2. 試験委員会での書類審査(6月末)

【審査書類(提出書類)】

- I. 申請書類
- II. 推薦状(応募要件①)
- III. 研修修了書(応募要件②)
- IV. レポート(応募要件③)
- V. 業務実績証明書(応募要件④)

【森林経営プランナー登録関連】

- ・ 認定森林施業プランナーは、森林経営プランナーとして認定された場合登録料・更新料無料(森林施業プランナーの更新時に同時に更新)。
- ・ 認定森林施業プランナーでない者は、別途、森林経営プランナーの登録料・更新料納付。
- ・ 認定証の発行は初回認定時のみ。

3. 審査結果の通知(7月上旬)

- 電子メール等で各個人に通知

4. 認定登録／認定書の発行・発送(8月頃)

- 協会ホームページに登録情報を掲載

5. 更新(森林施業プランナー更新時)

- 更新条件は、協会指定の自己研鑽(研修参加、出講等)の実施

森林施業プランナー等育成対策事業における 森林経営プランナー育成研修の位置付

(目的)

- ・ 森林経営プランナーに必要な能力・知識等の補完

(参加条件)

- ・ 森林経営プランナー候補者(※森林施業プランナー協会が示す「森林経営プランナー認定要件」を満たす者が望ましい)

(実施方法)

- ・ 地方都市(札幌、仙台、京都、福岡)で専門科目の研修を実施(1泊2日)
- ・ 一般科目の研修をWeb配信により実施(11月と2月の2回実施、1日)

(その他)

- ・ 研修修了後に「研修修了証」を本事業の実施主体名で交付(※認定は、森林施業プランナー協会が別途実施)
- ・ 研修修了条件は、専門(4か所の内1か所選択)と一般(2回の内1回選択)を各1回受講